



議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 8 月 19 日

岐 阜 市 長

紫 橋 正 直

岐阜市規則第50号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年岐阜市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																																																
（葬祭補償の額） 第7条の4 条例第15条の規則で定める金額は、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。 別記第10号（第8条関係） 葬祭補償請求書 <table><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>2</td><td>（A）（補償基礎額）</td></tr><tr><td>葬 祭</td><td><u>330,000円</u>＋ 円×30</td></tr><tr><td>補 償</td><td>= 円</td></tr><tr><td>請 求</td><td>（略）</td></tr><tr><td>金 額</td><td></td></tr><tr><td>の 計</td><td></td></tr><tr><td>算</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	（略）		（略）	（略）	2	（A）（補償基礎額）	葬 祭	<u>330,000円</u> ＋ 円×30	補 償	= 円	請 求	（略）	金 額		の 計		算		（略）		（略）		（略）		（葬祭補償の額） 第7条の4 条例第15条の規則で定める金額は、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。 別記第10号（第8条関係） 葬祭補償請求書 <table><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>2</td><td>（A）（補償基礎額）</td></tr><tr><td>葬 祭</td><td><u>315,000</u>＋ 円×30＝</td></tr><tr><td>補 償</td><td>円</td></tr><tr><td>請 求</td><td>（略）</td></tr><tr><td>金 額</td><td></td></tr><tr><td>の 計</td><td></td></tr><tr><td>算</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	（略）		（略）	（略）	2	（A）（補償基礎額）	葬 祭	<u>315,000</u> ＋ 円×30＝	補 償	円	請 求	（略）	金 額		の 計		算		（略）		（略）		（略）	
（略）																																																	
（略）	（略）																																																
2	（A）（補償基礎額）																																																
葬 祭	<u>330,000円</u> ＋ 円×30																																																
補 償	= 円																																																
請 求	（略）																																																
金 額																																																	
の 計																																																	
算																																																	
（略）																																																	
（略）																																																	
（略）																																																	
（略）																																																	
（略）	（略）																																																
2	（A）（補償基礎額）																																																
葬 祭	<u>315,000</u> ＋ 円×30＝																																																
補 償	円																																																
請 求	（略）																																																
金 額																																																	
の 計																																																	
算																																																	
（略）																																																	
（略）																																																	
（略）																																																	

附 則 1 (略) 2 <u>第7条の4</u>の規定による金額が補償基礎額の60日分に相当する金額に満たないときは、条例第15条に規定する規則で定める金額は、当分の間、<u>第7条の4</u>の規定にかかわらず、補償基礎額の60日分に相当する金額とする。 3～19 (略)	附 則 1 (略) 2 <u>第7条の3</u>の規定による金額が補償基礎額の60日分に相当する金額に満たないときは、条例第15条に規定する規則で定める金額は、当分の間、<u>第7条の3</u>の規定にかかわらず、補償基礎額の60日分に相当する金額とする。 3～19 (略)
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定（附則第2項の規定を除く。）は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。